

ばく露関係情報の届出について（案）

1 趣旨

平成16年5月に報告された「職場における労働者の健康確保のための化学物質管理のあり方検討会報告書」（以下「あり方検討会報告書」という。）においては、国によるリスク評価を可能とするためには、事業場におけるばく露関係情報の把握が必要とされ、このためには、事業場における労働者の作業内容、作業従事労働者数、密閉系で使用する等の作業環境等のばく露関係情報を収集、提供する仕組みが必要であるとしている。

また、平成16年12月27日、労働政策審議会から厚生労働大臣に対して「今後の労働安全衛生対策について」建議が行われた。このなかで、「国はリスク評価のための情報収集を目的に、事業場における労働者の作業内容、従事労働者数、密閉系での使用等のばく露関係情報を収集する仕組みを整えること。」とされている。

このため、未規制化学物質等を取り扱う事業者に対して、ばく露関係情報の届出の義務を課する際の事業者の要件、届け出るべき項目等について検討する必要がある。

2 ばく露関係情報の把握方法の現状及びその課題

事業場で製造し、又は使用されている（以下「取り扱う」という。）未規制化学物質については、法令に特段の規定がないことから、調査等を行わない限りばく露関係情報を収集することはできない。

このような調査として、アンケート調査、ヒアリング等により対象事業場を把握し、ばく露関係情報を得る方法が考えられるが、アンケート調査等では、協力の得られる事業場のみが測定の対象となることから、全国的なばく露状況を把握するために十分なデータを収集することは困難である。また、これらの方法で対象事業場を把握する場合でも、調査対象となる事業場を無作為に選定することができない。

統計的に重要な要素である無作為性を損なわないようにするためには、測定データを母集団から任意に抽出する必要があり、このためには、対象物質を取り扱っている事業者がばく露関係情報を届け出る仕組みを作ることにより、対象事業者を把握し、調査対象事業場を無作為に選定できるようにすることが不可欠となる。

3 届出の対象物質等

(1) 届出の対象物質

国が行うリスク評価は、法令で規制していない物質について実施することとされているが、あり方検討会報告書においても、有害性等が「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム」（以下「GHS」という。）の基準に該当する物質については労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）に基づく化学物質安全データシー

ト（以下「MSDS」という。）交付対象物質として今後順次、法令に追加することとされていること、事業者はMSDSにより取り扱い物質の成分を知ることができること、またMSDSに基づく自主的な化学物質管理を行うことが求められていることを勘案すると、届出の対象物としては、安衛法施行令別表第9の通知対象物とすることが適当である。

(2) 混合物の取扱い

通知対象物では、混合物については対象物質を重量の1%を超えて含むものが対象となる。一方、GHSでは、発がん性物質等以外のものについては1%以上含有するもの、区分1の発がん性物質等については0.1%以上含有するものを対象としている。従って、届出義務の対象物質についても、MSDSの通知対象物がGHSに沿って改正された場合には、同様な含有率の物を対象とすることが適当である。

4 事業者等の要件

(1) 対象事業者

国が行うリスク評価は、有害性の高い未規制の化学物質を取り扱う作業について実施することから、届出義務を課す事業者は、調査対象物質を取り扱うすべての事業者とすることが原則である。

一方、リスク評価は、ばく露レベルが高くリスクが高いと想定されるものを対象としていることから、届出の義務を課す対象とする事業者として、ばく露レベルが高いと想定される作業等で、調査対象物質を一定量以上取り扱っている事業者に限定することは妥当と考えられる。

(2) 事業場の範囲

安衛法において、化学物質の管理については事業場単位で管理することを義務づけており、各種報告は原則として事業場単位となっている。このため、対象となる事業者は、ばく露関係情報を事業場別に届け出ることが適当である。

ア 事業場の規模

(ア) 労働者数が一定規模以上の安全衛生管理体制の整っている事業場を調査対象とすることにより、確実な情報を把握することができる。しかしながら、総務省「平成13年事業所・企業統計調査」によると、10人未満の事業場は8割以上を占めることから、対象事業場を安全衛生推進者等の選任義務のある労働者10人以上の規模の事業場に限定した場合には、小零細規模の事業場が相当数対象から除外される可能性がある。

一方、労働者数を限定せず、届出対象の事業場を取扱量のみで限定する場合には、小零細規模の事業場が対象になる可能性があり、当該事業者の負担が多くなる可能性も考えられる。しかしながら、届出の対象となる化学物質は、有害性の高いものを対象としていることから、これらの有害物を一定量以上取り

扱っており、ばく露防止対策が十分でない場合には、労働者への健康障害の可能性が考えられる。このため、規模にかかわらず事業者の健康障害防止対策に対する自主的な取り組みを促進すること等のためにも届出を義務づけることは必要と考えられる。

- (イ) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「PRTR法」という。)では、「小規模の事業者については、PRTRの継続的な実施に必要な事務体制の整備が困難であること、事業者における化学物質の取扱量が一般的に少ないこと等の事情から、PRTR法に基づく排出量等の把握及び届出義務を課すことが事業者に人的・経済的に過重な負担となったり、円滑な義務履行が困難」(今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について(第二次答申))として、従業員数21人以上としている。
- (ウ) 当届出制度は事業場の作業の現状を届け出るのみであり、PRTR法と異なり、人的・経済的に過度な負担となるおそれは少ないと考えられること、また、上記(ア)の理由をも併せると、対象事業場の規模は考慮しないことが適当と考えられる。

イ 対象業種

化学物質は種々の業種において取り扱われ、また、化学物質による健康障害は業種にかかわらず発生しているため、リスク評価は業種にかかわらず実施することが重要である。このため、原則として業種は限定しないことが適当である。

ウ 取扱量

対象事業場は、下記の(ア)の結果からみて、(イ)の要件に該当する事業場とすることが適当である。

(ア) PRTR調査結果

平成12年と平成13年に経済産業省及び環境省において実施された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律におけるPRTR対象物質の取扱い等に関する調査について」(以下「PRTR調査」という。)の調査結果から次のことがわかる。

- (a) PRTR対象物質を1年間に1トン以上取り扱っている事業所が、取扱い総量のほとんどすべてを占めていること。
- (b) 1トン以上取り扱っている事業所は、調査対象事業所の約6割を占めること。
- (c) 調査結果から、0.5トン以上の取扱い事業所まで拡大して推計すると、PRTR対象物質を0.5トン以上取り扱う事業所は、全体の約8割程度を占めるようになること。
- (d) 調査結果から、PRTR対象物質を取り扱う事業所の数は、その取扱量が少なくなるほど少なくなると推定することができること。

(イ) 取扱量の要件

以上のことから、届出の義務付けの対象とする事業場としては、調査対象物質を取り扱っている事業場の大半を把握できるようにすること、一定量以上の取扱量のある事業場が含まれるようにすること等の条件を満たすためには、次のとおりとすることが適当である。

(a) 対象となる物質又は当該対象となる物質を重量の1%を超えて含有する製剤その他のものを取り扱っている事業場であること。

(b) 1年間の対象物質の取扱量の合計が0.5トン以上であること。

5 届出項目及びその必要性

届出を行う項目は、事業場の名称、所在地等の基本的な情報の他、ばく露レベルを把握するために次の項目が必要である。

(1) 取り扱う化学物質等の名称

取り扱う化学物質等の名称は、報告の対象物質名及び当該対象物を重量の1%を超えて含有する製剤その他のものの名称とする。

(2) 用途

ばく露の状況を推定するための情報として、原材料として使用されるのか、溶剤として使用されるのか等の基本的な情報として使用目的を知る必要がある。

(3) 化学物質の性状

取り扱う物質が、揮発性や発塵性が高い場合には、作業場の空気中の濃度が高くなる可能性が高いことから、どのような性状で取り扱われているか、ばく露評価を実施する際の情報として必要なものである。

(4) 取扱量及び労働者数

取扱量が多い場合には、一般的に空気中の濃度も高くなり、ばく露レベルが高くなることが予想されることから取扱量は必要な情報である。

また、ばく露労働者の範囲を把握することにより、その広がり把握することが可能となる。

なお、届出の対象となる労働者数は、対象物質の取り扱い作業から発散する有害物にばく露すると考えられる範囲内の場所において行われる作業に従事している労働者及び当該場所に近接している場所においてばく露を受けるおそれのある労働者の総計とすることが適当と考えられる。

(5) 換気設備等の設置状況

ばく露状況は、密閉系または開放系のいずれの工程で当該物質が取り扱われているか大きく影響する。また、開放系の工程等で取り扱われている場合には、使用している換気設備の設置状況等が作業場の空気中の濃度、ひいてはばく露レベルに影響するので必要な情報である。

(6) 作業形態、取り扱い時の温度等

同一場所における作業の場合でも、従事している作業の形態や作業の内容の違いにより労働者のばく露レベルが異なる可能性があること、また、高温で物質が取り扱われる場合には、ばく露の可能性が高くなることから、対象物質の取り扱い時の温度を知ることは必要である。

(7) 作業時間

有害物にばく露すると考えられる範囲内の場所等において作業等に従事している時間が、ばく露を受ける時間と想定されることから、作業時間はばく露時間を知るために必要な情報である。

(8) その他

提出事項の記載の方法等については、事業者に対する負担と当該義務を課すことによる効果に留意する必要がある。このため、届出様式については作業を類型化、分類し、これを選択できるような方式等について配慮するものとする。

6 届出の仕組みについて

届出の仕組みの例として、別紙の方法を示す。

ばく露関係情報の届出の仕組み（例）

1 届出の対象物質

- (1) 届出の対象となる物質は、労働安全衛生法第57条の2第1項において、労働者に健康障害を生ずるおそれのあるもので、政令で通知対象物として定めている物であって、特定化学物質等障害予防規則等の特別規則において規制していないもの。
- (2) 通知対象物又は通知対象物を重量の1%を超えて含有するもの。

2 調査対象物質名の公表

- (1) 調査対象物質名の公表
国において、定期的に届出の対象となる化学物質の名称を公表することとする。
- (2) 届出の期間等
調査物質名が公表された後、一定期間内に各労働基準監督署に届け出る。

3 対象事業者の範囲

- (1) 業種 全業種
- (2) 規模 すべての規模の事業場
- (3) 範囲 届出の対象となる物質を、前年度の1年間に0.5トン以上取り扱っていた事業場
- (4) 届出項目（所定様式）
 - ア 事業場の名称等
事業場の名称、所在地、業種等
 - イ ばく露関係情報
 - ・化学物質の名称
 - ・用途（原材料、溶剤等）
 - ・取り扱う物質の性状（気体、液体、粉じん等）
 - ・取扱量及び労働者数
 - ・換気設備の設置状況等（開放系、局排使用等）
 - ・作業形態、取り扱い時の温度等（1事業場においては、種々の作業形態が存在することから、ばく露作業毎に記載）
 - ・作業時間

4 ばく露関係情報の取扱い

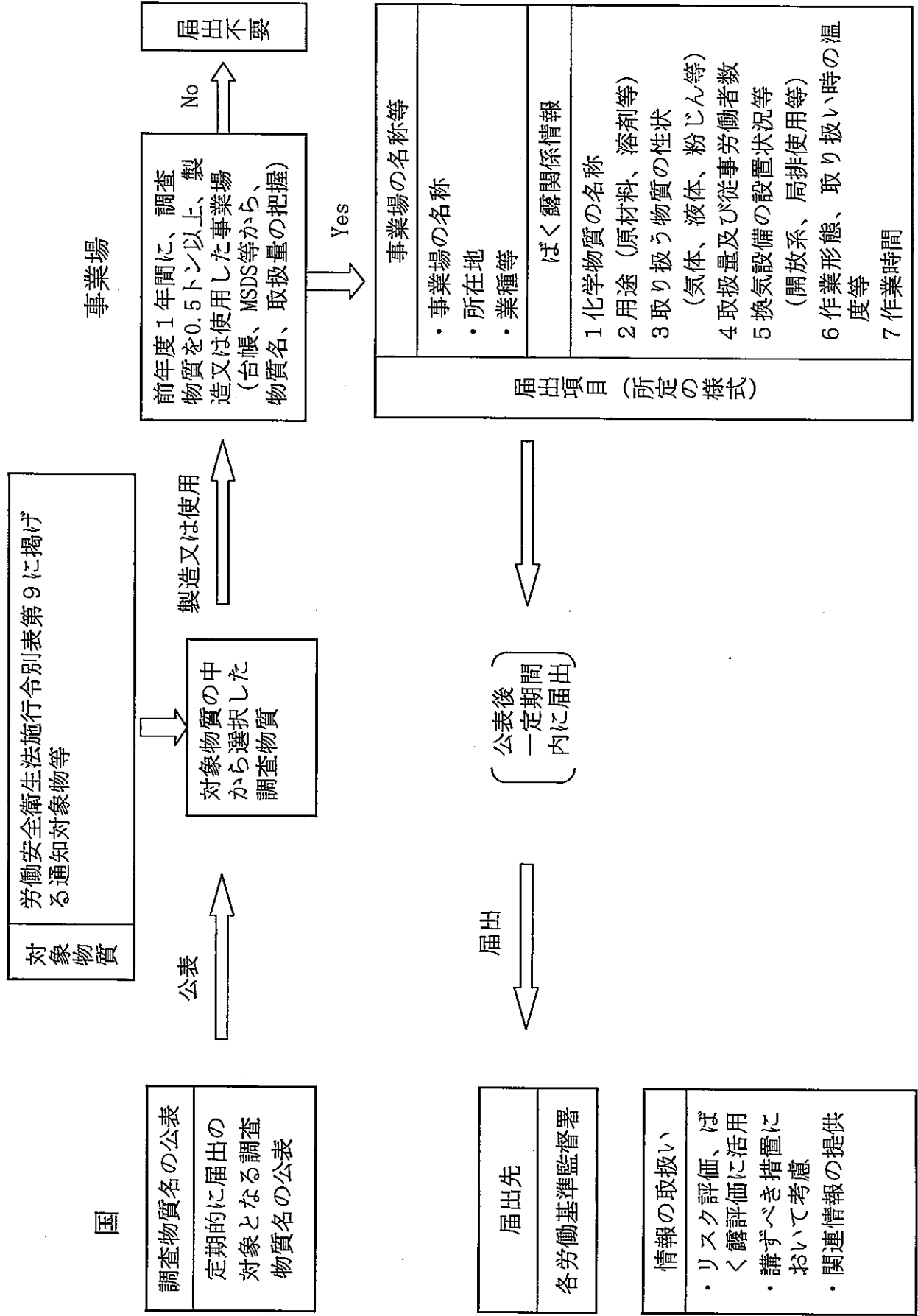
- (1) 国によるリスク評価、ばく露評価での活用、またリスク評価後、リスクありと判定された場合の講ずべき措置の検討資料として活用
- (2) 必要に応じて、関連情報の提供

5 事業場における届出の手順例

対象となる化学物質を製造し、又は使用している事業場が、取扱量を把握するためには、次の方法が考えられる。

- (1) 化学物質を含有している製剤等について台帳等から確認する。
- (2) MSDS を用いて調査の対象となる化学物質が含まれていること及びその含有率が1%を超えていることを確認する。
- (3) 前年度の1年間の化学物質の取扱量を、台帳等から把握する。
- (4) 取扱量とMSDSから、前年度の調査対象化学物質の合計量が0.5トン以上の場合には、所定の様式により国に届け出る。

ばく露関係情報の届出の仕組み (例)



国

対象物質
労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる通知対象物等

調査物質名の公表
定期的に届出の対象となる調査物質名の公表

公表

対象物質の中から
選択した
調査物質

製造又は使用

事業場

前年度1年間に、調査物質を0.5トン以上、製造又は使用した事業場 (台帳、MSDS等から、物質名、取扱量の把握)

No

届出不要

Yes

公表後
一定期間
内に届出

届出

届出先
各労働基準監督署

届出項目 (所定の様式)	
事業場の名称等	
・事業場の名称	
・所在地	
・業種等	
ばく露関係情報	
1 化学物質の名称	
2 用途 (原材料、溶剤等)	
3 取り扱う物質の性状 (気体、液体、粉じん等)	
4 取扱量及び従事労働者数	
5 換気設備の設置状況等 (開放系、局排使用等)	
6 作業形態、取り扱い時の温度等	
7 作業時間	

情報の取扱い

- ・リスク評価、ばく露評価に活用
- ・講ずべき措置に
おいて考慮
- ・関連情報の提供